

地方独立行政法人京都市立病院機構 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日まで

2 課題

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているが、十分な成果を上げられていない。

3 目標

時間外勤務の縮減に取り組み、一人当たりの月平均時間外勤務時間数を月平均12.0時間以内とすることを目指します。

15.3時間（平成26年度実績） → 12.0時間（目標値）

<対策>

- ・ 時間外勤務の縮減指針の内容を徹底します。
- ・ 長時間の時間外勤務を解消します。
- ・ 管理職員への周知徹底を図ります。